

令和7年7月31日

企画財政部

令和7年度守口市一般会計補正予算(第5号)

歳入歳出予算の補正

(単位: 千円)

事業名等	款	項	目	節	補正額	財源内訳(歳入)					備考	
						国庫支出金	府支出金	地方債	その他	一般財源		
個人住民税定額減税事業	総務費	徴税費	個人住民税定額減税費	負担金、補助及び交付金	170,000	170,000					0	・重点支援地方創生臨時交付金
合 計					170,000	170,000	0	0	0	0		

(参考) 補正後の歳入歳出予算の総額

補正前の額	80,514,744 千円
補正額	170,000 千円
補正後の額	80,684,744 千円

南部地域防災センター



令和7年8月

守口市 危機管理室

本市では、「大阪府域救援物資対策協議会が策定する備蓄方針」に基づき、南海トラフ巨大地震に備え想定される避難者（府想定：36,781人）への3日間の生活に最低限必要な物資（重点11品目※1）を、大阪府と1対1で備蓄をしております。

また、それらに加え、避難所QOL※2の向上に資するための物資（スポンジマット、段ボールベッド等）の備蓄にも取り組んでおります。本市が所有する防災センターは、それら全ての備蓄物資のうち、各指定避難所に備蓄できない物資を備蓄する機能を有しております。

更には、大規模災害時の救援物資のプッシュ型支援に対応する集配拠点機能として、東日本大震災や能登半島地震クラスの大規模災害が発生すると、発災後4日目以降は、本市や大阪府の備蓄だけでは足りず、国等からの救援物資がプッシュ型で届くことになっています。その救援物資の集積拠点（荷捌き場）を大枝公園テニスコートとしており、そこから各指定避難所へ物資を効率的に運搬するための中間輸送拠点施設として東部と南部の2か所の防災センターを機能させることにしています。

※1 重点11品目とは：食糧、高齢者食、毛布（保温用資材）、乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク、哺乳瓶、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、災害用トイレ、生理用品、トイレトーパー、マスク

※2 QOLとは：ひとりひとりの人生の内容の質や社会的にみた『生活の質』（Quality Of Life）



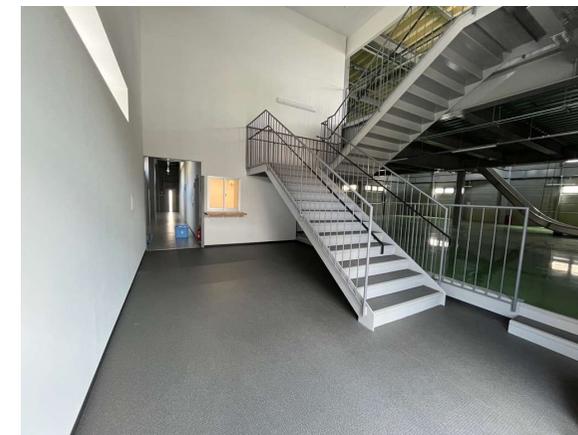
内部イメージ

新たに完成した「南部地域防災センター」について

名 称	南部地域防災センター
総 工 費	290,400,000円
建 物 概 要	<p>工事場所 : 守口市菊水通四丁目28番の一部 敷地面積 : 1,329.36 m² 構造・規模 : 鉄骨造 ・ 地上2階建て 建築面積 : 591.08 m² 延床面積 : 1F 527.23 m² 2F 381.79 m² 計 909.02 m² 建設用地 : 旧錦コミュニティセンター跡地</p>
竣 工 日	令和7年7月28日
用 途	<p>【平時】 備蓄方針に基づいた避難者に対する3日間分 (市と府が1:1)の生活に必要な物資(備蓄品) 及び資機材等の保管 見学会や防災講座等にも活用予定</p> <p>【大規模災害時】 プッシュ型支援物資等の搬送集配拠点</p>
主 な 備 蓄 物 資	アルファ化米(高齢者食含む)、保存水、毛布、 段ボールベッド、スポンジマット、小児・大人用 おむつ、粉及び液体ミルク、生理用品、災害用 トイレ、トイレトペーパー 等



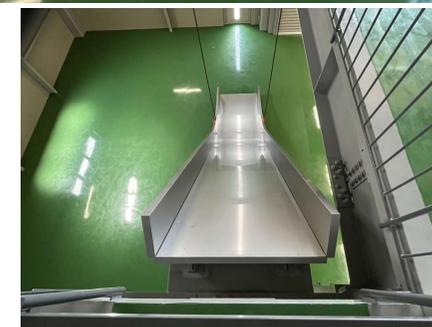
防災センター入口看板と旧錦コミュニティセンターで使用していた時計



広いエントランスと階段



広々とした備蓄物資保管用フロア



搬出用スライドシューター

守口市補助金等交付規則の制定について

1. 制定趣旨

地方自治法第 232 条の2の規定に基づき、各課で補助金交付要綱等を定め実施している同事務手続き等をより適正化する観点から、補助金交付に係る基本的な考え方や手続を規則で定めるため、制定するもの。

2. 内容

法令その他別に定めがあるもののほか、本市が交付する補助金等の交付の申請、交付の決定、返還、調査等について基本的事項を定める。

- (1) 市長の責務について定めます。(第3条関係)
- (2) 補助金等の交付の申請について定めます。(第4条関係)
- (3) 補助金等の交付の決定について定めます。(第5条関係)
- (4) 申請の取下げについて定めます。(第6条関係)
- (5) 事業計画の変更について定めます。(第7条関係)
- (6) 事業施行状況の報告について定めます。(第8条関係)
- (7) 調査について定めます。(第9条関係)
- (8) 実績報告について定めます。(第10条関係)
- (9) 補助金等の額の確定について定めます。(第11条関係)
- (10) 補助金等の交付について定めます。(第12条関係)
- (11) 概算払について定めます。(第13条関係)
- (12) 交付の決定の取消しについて定めます。(第14条関係)
- (13) 補助金等の返還について定めます。(第15条関係)
- (14) 財産の管理等について定めます。(第16条関係)
- (15) 帳簿等の保存について定めます。(第17条関係)
- (16) 要綱について定めます。(第18条関係)

3. 施行期日

公布の日から施行する。(施行日:7月28日)

守口市告示第319号

守口市補助金等交付規則をここに公布する。

令和7年7月28日

守口市長 瀬 野 憲 一

守口市規則第33号

守口市補助金等交付規則

(目的)

第1条 この規則は、法令その他別に定めがあるもののほか、市が交付する補助金等の交付の申請、交付の決定、返還、調査等について基本的事項を定めることにより、補助金等に係る予算の執行の適正化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助金等 市が交付する補助金、助成金、利子補給金その他の金銭的給付をいう。
- (2) 補助事業等 補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。
- (3) 補助事業者 補助事業等を行う者をいう。

(市長の責務)

第3条 市長は、補助金等に係る予算の執行に当たっては、補助金等が公益上の必要がある場合に限り交付できるものであり、市税その他の貴重な財源で賄われるものであることに特に留意し、透明性の確保を図るとともに、補助金等が交付の目的に従って公正かつ効率的に使用されるように努めなければならない。

(補助金等の交付の申請)

第4条 補助金等の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が定める日までに、次の各号に掲げる事項を記載した補助金等交付申請書に事業計画書、収支予算書（これに相当する書類を含む。）その他の市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名及び住所（申請者が法人その他の団体である場合にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所所在地）
- (2) 補助事業等の名称、目的及び内容
- (3) 交付を受けようとする補助金等の額及びその算出の基礎

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
(補助金等の交付の決定)

第5条 市長は、補助金等の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う実地調査等によりその適否を審査し、補助金等を交付すべきものと認めたときは、補助金等の交付の決定を行うものとする。

2 市長は、前項の規定による補助金等の交付の決定を行う場合において、必要と認めるときは、条件を付することができる。

3 市長は、補助金等の交付の決定を行ったときは、その決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を補助金等交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第6条 補助金等の交付の申請をした者は、補助金等の交付の決定を受けた場合において、当該補助金等の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、申請を取り下げることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定は、なかったものとみなす。

(事業計画の変更)

第7条 補助事業者は、補助金等の交付の決定を受けた後、やむを得ない理由により補助事業等の一部を変更しようとするときは、直ちに事業計画変更申請書を市長に提出して、その承認を得なければならない。

(事業施行状況の報告)

第8条 補助事業者は、補助事業等が予定の期間内に完了しないとき、補助事業等の遂行が困難となったときその他市長が必要と認めたときは、事業施行状況報告書を市長に提出して、指示を受けなければならない。

(調査)

第9条 市長は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対し、補助事業等に関する報告を求め、又は職員をもって関係帳簿書類その他の物件を調査させることができる。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業等が完了したときは、実績報告書及び決算書（これに相当する書類を含む。）を市長に提出しなければならない。

(補助金等の額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金等の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(補助金等の交付)

第12条 市長は、補助金等の額を確定した後に補助金等を交付するものとする。

(概算払)

第13条 市長は、前条の規定にかかわらず、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第162条の規定により、補助金等の交付目的を達成するため又は補助事業等の性質上、補助事業等の完了前に補助金等を交付する必要があると認めるときは、補助金等の交付決定額の全部又は一部を事前に概算払により交付することができる。

(交付の決定の取消し)

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助金等の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令若しくはこの規則に基づく市長の指示に違反したとき。

(2) 補助金等を他の用途に使用したとき。

(3) 虚偽その他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき。

(補助金等の返還)

第15条 市長は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金等が交付されているときは、期限を定めて、これを返還させるものとする。

2 市長は、交付すべき補助金等の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金等が交付されているときは、期限を定めて、これを返還させるものとする。

(財産の管理等)

第16条 補助事業者は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

(帳簿等の保存)

第17条 補助事業者は、関係書面、関係帳簿書類等（次項において「関係書面等」という。）を補助事業等が完了した日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、補助金等の交付の目的、補助事業等の内容等に照らして関係書面等を同項の期間を超えて保存する必要があると認めるときは、当該関係書面等を保存すべき期間を別に定めることができる。

（要綱）

第18条 市長は、個別の補助金等に関し、補助金等の名称及び交付の目的、補助事業等、補助金等の交付の条件、補助金等の額、補助金等の交付に係る手続等について規定するため、要綱を定めるものとする。

2 市長は、補助金等の交付の目的、補助事業等の内容等に照らして必要がないと認めるときは、前項の要綱の定めにより、次の各号に掲げる取扱いとすることができる。

（1） この規則に定める市長に提出すべき書類の一部の提出を求めないこと。

（2） 第5条第3項の規定による通知を行わないこと。

（3） 第10条の規定による実績報告を求めないこと。

3 前項第3号に掲げる取扱いとした場合においては、第5条第1項の規定による補助金等の交付の決定をもって、当該補助金等の額を確定したものとみなす。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

各 部 局 長

企画財政部長

令和7年度事務事業評価の実施について（依頼）

標記について、各課で実施する事務事業についての必要性、妥当性、成果などの総合的な評価を行うとともに、今後、進めるべき事業の方向を示すために、下記のとおり実施します。

記

- 1 対象事業
 - ・令和6年度の新規事業（臨時予算）として実施した事務事業のうち、令和7年度以降においても継続して実施するもの（義務的業務等を除く。）。
 - ・令和6年度及び令和5年度に実施した事務事業評価において、「課題付き継続」または「見直し」となったもの。
 - ・その他、現在実施中の事業で、事業が形骸化していると考えられるもの。
 - ※守口市行政経営プランにおいて進捗管理しているものは除く。
- 2 提出書類 「02_R6 決算事務事業評価.xlsx」
- 3 提出期限 令和7年8月15日（金）
- 4 提出方法 各部総括担当課でとりまとめのうえ、行財政改革・DX推進課にデータをメールで送信してください。（紙ベースでの提出は不要です）
- 5 備 考
 - ・事務事業評価の結果については、行政の透明性を高め、説明責任を果たすことなどを目的として、市ホームページで公表しますので、記入要領をよくお読みいただき、詳細かつ分かりやすく作成してください。
 - ・作成するシートについては、担当部長の決裁を受けたものを提出してください。
 - ・提出期限後、必要に応じ、ヒアリングを行います。

問合せ 行財政改革・DX推進課 藤原、渡邊 (内線) 2077
--